

春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等に対して電磁調理器等日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより生活の安定及び火災予防等の一助とし、高齢者福祉の向上を図るため、日常生活用具給付等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象)

第2条 給付の対象となる用具の種目、対象者、性能等、耐用年数及び金額は、別表のとおりとする。

- 2 耐用年数期間中は、同一種目の給付はできないこととする。
- 3 電磁調理器と電子調理器は、併せて給付することはできない。
- 4 火災警報器については、給付台数を1世帯2台までとし、春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱（平成3年10月1日施行）による緊急通報システム（以下「緊急通報システム」という。）との接続を行うものとする。

(費用の額)

第3条 用具の給付に要する費用（以下「費用」という。）は、別表金額の欄に掲げる額（その額が費用の額を超えるときは、当該費用の額）の100分の90に相当する額（火災警報器の設置費用及び電池交換に要する費用にあっては、別表金額の欄に掲げる額）（100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）を限度とする。

(申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）に当該用具（火災警報器を除く）に係る費用及

び性能が確認できる書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、高齢者的心身の状況及び世帯の状況を踏まえて給付の可否を決定し、日常生活用具給付決定通知書(第2号様式)又は日常生活用具給付却下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(日常生活用具給付券の交付)

第6条 市長は、前条の規定により用具の給付を決定したときは、当該決定を受けた者(以下「受給者」という。)に日常生活用具給付券(第4号様式)を交付するものとする。

(給付)

第7条 市長は、用具の給付を行うときは、用具を扱う者(以下「業者」という。)を通じて行うものとする。

2 受給者は、日常生活用具給付券と引換えに業者から決定を受けた用具の給付を受けるものとする。

(費用負担)

第8条 受給者は、前条の規定により用具の給付を受けたときは、当該用具に係る費用から、第3条の規定による限度額を減じた額を支払うものとする。

(費用の請求)

第9条 市長は、用具を給付した業者からの請求に基づき、給付に必要な用具の購入に要した額から前条の用具の給付を受けた者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項の費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 春日井市老人日常生活用具給付事業実施要綱（平成2年4月1日施行）及び春日井市ねたきり老人等日常生活用具貸与事業実施要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後の給付等の申請に係るものから適用し、同日前の給付等の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後の給付等の申請に係るものから適用し、同日前の給付等の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱別表第1に定める福祉電話の貸与を受けている者は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、引き続き貸与を受けることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後に申請のあった日常生活用具の給付について適用し、同日前に申請のあった日常生活用具の給付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表

種目	対象者	性能等	耐用年数	金額
電磁調理器	春日井市に居住し、おおむね65歳以上であつて、その者が属する世帯の全ての世帯員が給付される年度（給付される月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）に納付すべき市民税が非課税となる者又は市の条例で定めるところにより当該市民税を免除された者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしのもの等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	6年	20,000円
電子調理器		電子による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	6年	20,000円
火災警報器	春日井市に居住し、おおむね65歳以上であつて、その者が属する世帯の全ての世帯員が給付される年度（給付される月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）に納付すべき市民税が非課税となる者又は市の条例で定めるところにより当該市民税を免除された者で、緊急通報システムを設置しているひとり暮らしのもの等及び外出困難なひとり暮らしの重度身体障害者等	高齢者等の居宅において火災が発生した場合、感知装置からシグナルを緊急通報システムが受信し、消防本部（通信指令課）に通報し得ること。	10年	8,000円、設置費用の2分の1に相当する額及び電池交換に要する費用に相当する額の合計額